

令和3年8月4日
企画部財政課

令和4年度当初予算編成に関する基本方針等

- 1 令和4年度予算編成に関する基本方針（副区長依命通達） 1

- 2 令和4年度予算編成事務処理方針について（企画部長通知） 3
 - (1) 令和4年度予算編成事務処理方針について 3
 - (2) 令和4年度予算編成予定表 7
 - (3) 〔別紙1〕令和4年度予算編成における経費区分について 9
 - (4) 〔別紙2〕令和4年度一般財源各部等配分額 11
 - (5) 〔別紙3〕令和4年度節別留意事項および見積り・積算基準について（省略）
 - (6) 〔別紙4〕様式および提出書類（省略）

様

副 区 長
山 内 隆 夫
小 西 將 雄

令和 4 年度予算編成に関する基本方針（依命通達）

新型コロナウイルスの感染者数は世界全体で 1 億 9 千万人を超え、人々の生活、経済に甚大な影響をもたらしている。国内においては、東京都に 4 度目となる緊急事態宣言が発出される中、国から自治体へのワクチン供給が急減し、感染症の収束を見通すことが困難な状況にある。

我が国の経済は、持ち直しの動きが続いているものの、個人消費・雇用情勢・非製造業における企業収益に弱い動きがみられ、依然として厳しい状況にある。国の財政は、立て続けに大型補正予算を編成した結果、令和 2 年度の新規国債発行額は過去最大の 112 兆円に達し、債務残高の対 GDP 比が 250%を超える見込みである。

練馬区においても、令和 3 年度当初予算では、新型コロナウイルス感染拡大の影響がなかった令和元年度と比べて、歳入一般財源が 145 億円減少すると見込んでいる。歳入一般財源の不足を補うため、基金・起債合わせて約 270 億円を活用する予定だが、今後数年で基金残高は底をつき、区の起債残高も莫大な金額に達する懸念もある。区の主要な一般財源である特別区財政調整交付金は、今年度の当初算定額が 760 億円と、昨年度に比べ 48 億円の減少となっており、依然として厳しい財政状況が続いている。

一方、歳出は、令和 2 年度決算において、待機児童対策や高齢化の進展により扶助費が初めて 1 千億円を超えた。経常収支比率は対前年度比 2.8 ポイント増となる 85.9%に達し、依然として適正水準を上回り、6 年ぶりに 85%を超える数値となった。

区はこれまで、グランドデザイン構想で示した目指す将来像の実現に向けて、第 2 次みどりの風吹くまちビジョンに掲げる施策を着実に進め、成果を挙げてきた。コロナ禍においても、「ワクチン接種体制 練馬区モデル」を構築する等、区民の生命と健康を守る取り組みを進めてきたところである。

感染症の収束を見通すことが困難な状況にあっても、区は引き続き、住民に最も身近な基礎的自治体として区民サービスの充実に努めなければならない。常に先を見据え、将来につながる施策を重点的・機動的に実施するとともに、持続可能な財政運営を堅持する必要がある。

そのためには、施策の優先順位を見極め、不要不急の歳出削減に取り組まなけ

ればならない。あわせて、令和3年度当初予算の緊急対策として中止・延期した事業の再整理や、社会情勢の変化に対応した施策の見直しを徹底する必要がある。

そこで、令和4年度予算編成にあたっては、

- (1) 区民の生命・健康を守る施策や、ワクチン接種の進展によるコロナ禍からの脱却後を見据えた施策を推進するために、策定中の「(仮称)改定アクションプラン」に位置づけた施策の実施を最優先に予算計上すること。
- (2) 令和3年度当初予算の緊急対策として中止・延期した事業等については、「(仮称)改定アクションプラン」の策定や、「公共施設等総合管理計画」実施計画の改定に合わせ、事業規模、事業費、スケジュール等を再精査した上で、効率的な実施に取り組むこと。
- (3) 財源に限りがある中で、上記に掲げた施策・事業等を着実に実行するために、改めて既存の施策・事業の見直しを徹底し歳出削減に取り組むとともに、新たな歳入確保に努めること。

とする。については、下記事項に留意し、令和4年度予算の編成に取り組まれない。この旨、命により通達する。

記

- 1 歳出については、所要額・財源・費用対効果を十分に精査し、真に必要な経費のみ計上すること。
各部への枠配分予算は、令和4年度当初予算での更なるマイナスシーリングは行わない。企画部と協議した配分額の範囲内で、新たな行政需要等にも対応できるよう、スクラップアンドビルドを徹底すること。
- 2 歳入については、以下により確保に努めること。
 - (1) 税および保険料等は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による減免や徴収猶予等に適切に対応しつつ、引き続き収納率の向上と滞納額の縮減を図ること。
 - (2) 負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ること。
 - (3) 国庫支出金・都支出金は、財政状況の悪化による見直しや、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う制度新設・延長が予想されるため、国や都の予算編成の動向を注視し、遺漏なくその確保に努めること。なお、補助金等の削減・廃止等が見込まれる際は、事業の縮小・廃止を検討すること。
 - (4) 区有財産の更なる有効活用を進めるとともに、寄付制度の拡充等、資金調達の手法について積極的に検討し、各部等の創意工夫により自主財源の一層の拡充に取り組むこと。
- 3 令和2年度決算において多額の不用額が生じた事業や多額の減額補正を行った事業については、予算積算方法や執行方法を必ず見直すこと。また、必要性が低下した事業の縮小・廃止に不断に取り組むこと。

各部（室・局）長 様

企画部長 森田 泰子

令和4年度予算編成事務処理方針について

令和4年度予算編成にあたっては、令和3年8月4日付け「令和4年度予算編成に関する基本方針（依命通達）」を踏まえ、下記の事項に留意して編成願います。

記

[1] 枠配分予算について

- 1 依然として厳しい財政状況にあっても、持続可能な財政運営を堅持するためには、常に先を見据え、将来につながる施策を重点的・機動的に実施しなければならない。それにはまず、実施主体である各部等が自ら責任を持って、施策の優先順位を見極め、あらゆる角度から施策、事務事業を見直し、限られた財源の中で創意工夫しながら予算を編成する必要がある。このため、A経費は枠配分方式を実施する。
- 2 枠配分額は、令和4年度財政フレームで見込まれる一般財源から、BC経費の財源を留保した残りの額を原資とする。その上で、各部等との基礎数値の調整により決定した一般財源を配分する。各部等の配分額は別紙2のとおりである。
- 3 令和4年度の枠配分額については更なるマイナスシーリングを行わないこととするが、各部等は限られた配分額の範囲内で新たな行政需要等にも対応できるよう、スクラップアンドビルドを徹底すること。
- 4 見直した事業のうち主なものについては、「令和4年度当初予算A経費編成報告書」へ記載すること。
- 5 各部等は、枠配分方式の趣旨を踏まえ、前年度の決算分析や必要経費の精査を徹底し、減額あるいは増額すべき事業を見極め、部内各課の既存事業費にとらわれることなく部全体で柔軟に対応し、枠配分額の範囲内において適切に予算を編成すること。

[2] 歳出について

- 1 区民の生命と健康を守る施策や、ワクチン接種の進展によるコロナ禍からの脱却後を見据えた施策を推進するために、策定中の「（仮称）改定アクションプラン」に位置づけた施策を最優先とすること。そのうえで、給付的事業も含め、全ての事業について、その意義、実績、費用対効果、実施体制等の見直しを徹底し、中止・縮小・延期・廃止等の検討を行った上で真に必要な経費のみ見積もること。策定中の「（仮称）改定アクションプラン」、および改定中の「公共施設等総合管理計画」実施計画の検討結果を踏まえた見積りとしつつも、事業量・事業費等は精査すること。

2 前年度において執行率が低かった経費や減額補正を行った経費については、必ず積算の見直しを行い、経費の精査を行うこと。流用を行った経費については、必ず理由を確認し、実情に即して修正を行う等、積算の適正化を図ること。

なお、A経費については、財政課から別途各部に送付する「不用額等抽出事業一覧」に掲載されている事業を必ず精査すること。

3 新規の施設整備および工事着手前の改修改築事業については、真に必要な事業に限り予算化すること。

予算化する場合は、施設の所管課は企画課・施設管理課等と十分に協議し、施工内容等を把握したうえで設計段階から経費の精査に努めること。また、予算要求額と起工額に大きな乖離が生じている事例が見受けられる。該当事例の乖離の要因を分析し、予算要求すること。さらに、経費が大きく変動する要素の把握に努めるとともに、過去の類似施設の実績等を分析した上で見積もること。

施設の外観、内装、設備、植栽等の周辺機能のグレードおよび整備内容については、その後の維持管理費を含めた長期的な視点を踏まえ、コスト削減に取り組むこと。特に学校施設については、学校施設管理基本計画に基づく標準化の考え方等を踏まえ、改築経費の抑制を図ること。複合施設においては、経費やスケジュールについて関係各課間で調整を図った上で、いわゆる「大家」となる所管課が、責任を持って、全体的な経費の把握や進行管理を行うこと。

4 施設の管理運営費については、前例にとらわれることなく新たな視点をもって、事業の執行方法、管理運営方法および委託内容の規模・積算単価等の見直しを図り、工夫を凝らして経費の削減に努めること。住民団体（運営委員会等）への管理運営委託についても、委託内容等を精査し適切に見積もること。

なお、指定管理者制度適用施設の経費については、「指定管理者制度の適用に係る基本方針」およびその運用細目に基づき適切に見積もること。

5 外郭団体所管課は、外郭団体への支出について、「練馬区外郭団体見直し方針に基づく各見直し項目の考え方」に沿って実施した見直し結果を見積りに反映すること。

6 補助金については、令和2年度に実施した検証結果を踏まえ、見直しを行い、見積りにその結果を適切に反映すること。

7 情報システム関連経費については、「令和4年度(令和3年度審査)情報化企画書の提出について」(令和3年4月11日付け3練企情第64号)を踏まえ、適切に見積もること。予算化にあたっては、事前に情報化企画審査の可決定を受けていることが前提となるので、注意すること。

8 2か年度以上にわたる支出負担行為を要する事業については、全体経費および執行計画を精査の上、債務負担行為を併せて見積もること。

9 報償費および委託料等の消費税については、「報償費および委託料等に係る消費税の取り扱いについて」(令和3年6月30日付け3練総総第428号)を踏まえ、消費税法や消費税基本通達等を確認し、適切に見積もること。

[3] 歳入について

- 1 歳入予算については、年度内に見込みうる額を漏らさず見積もるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による減免や徴収猶予等に適切に対応しつつ、未収金の縮減や収納率の向上に最大限努め、その結果を見積りに反映すること。
- 2 国庫および都支出金等については、制度の新設、変更、整理統合、補助率の見直し等の動向を注視し、より一層積極的な活用を図り、財源の確保に努めること。また、国・都補助事業等の廃止・縮小が明らかな場合は、原則として事業の廃止・縮小を前提として検討し、一般財源の増加につながらないように見直すこと。
- 3 使用料および手数料については、実績を考慮し、漏れのないように見積もること。手数料について、国や都との関係において改定が予定されているものについては、改定後の金額に基づいて見積もること。
- 4 適切な受益者負担の導入や、印刷物の有償頒布の拡大、広告料、未利用地の暫定的なコインパーキング化、行政財産の貸付による自動販売機の設置等、自主財源の一層の拡充に取り組み、その歳入を見積もること。また、全庁的に寄付制度の拡充に取り組んでいる状況を踏まえ、各所管部において寄付制度の積極的な活用を検討し、引き続き寄付メニューを提案すること。

[4] 留意事項

- 1 経費は、A経費、B経費およびC経費に区分して見積もること。経費の区分に疑義のある場合は、財政課と事前調整を行うこと。
- 2 職員人件費については、働き方改革関連法を踏まえ長時間労働の是正等に取り組み見積りに反映させること。詳細については、別途通知する「令和4年度予算編成に係る給与関係費の見積りについて」に基づいて見積もること。
- 3 積算根拠とする下見積りは、原則として複数事業者から取り、内訳を精査したうえで予算見積書に添付すること。また、C経費事業については、図面や地図等の補足資料を見積書に添付すること。A経費、B経費についても新規事業または既定事業における新規項目については同様に補足資料を添付すること。なお、A経費、B経費で計上している事業の一部をC経費で計上する場合は、各経費の金額が確認できる見積りを添付すること。
- 4 アクションプランに掲載されている事業で、令和4年度予算を見積もる事業は、アクションプラン個別調書を作成すること。
- 5 編成にあたっては、別紙1～4の説明資料を参照すること。
なお、各種様式はグループウェア共有文書に掲載のものを利用すること。

別紙1	令和4年度予算編成における経費区分について
別紙2	令和4年度一般財源各部等配分額
別紙3	令和4年度節別留意事項および見積り・積算基準について
別紙4	様式および提出書類

[5] 提出期限および提出部数

- | | | | |
|---|-------------------------------|---------------|-----|
| 1 | A経費 | 令和3年10月5日(火) | |
| | (1) 予算査定書(内報書不可・片面印刷) | | 2部 |
| | (2) 令和4年度当初予算A経費編成報告書 | | 2部 |
| 2 | B経費、C経費 | 令和3年10月12日(火) | |
| | (1) 予算見積書(片面印刷) | | 3部 |
| | (2) 款別BC経費一覧(指定様式) | | 2部 |
| | (3) 調書等(指定様式・該当する書式を提出) | | |
| | ① アクションプラン個別調書(A経費関連事業を含む) | | 3部 |
| | ② 令和4年度C経費個別調書 | | 2部 |
| | ③ 工事・設計委託予算見積調書(総括表) | | 2部 |
| | ④ 工事・設計委託予算見積調書(個別調書) | | 2部 |
| | ⑤ 会計年度任用職員予算積算調書 | | 2部 |
| | ⑥ 債務負担行為関係資料 | | 2部 |
| | (4) その他補足資料(様式なし・調書等の補足として提出) | | 各2部 |

※1 調書等は区長査定等に使用するため様式を指定する。予算要求にあたっては、指定様式での提出を必須とし、独自様式による資料は添付資料とすること。

※2 B経費および特別会計に計上される予算のうち、区独自に制度の改廃、拡充等を行うものは、独自様式によらず、C経費個別調書を使用すること。疑義がある場合は、財政課と事前協議すること。

※3 上記のほか、令和4年度当初予算における重点施策等に位置付けられる事業については、別途、区長査定用プレゼンテーション資料を作成すること。詳細は該当事業を所管する各部等へ個別に連絡する。

- | | | | |
|---|----------|--------------|----|
| 3 | 職員人件費見積書 | 令和3年11月4日(木) | |
| | 予算見積書 | | 2部 |

[6] その他

1 表記について

「アクションプラン」等の名称については変更になる場合があるため、名称を変更した場合は、変更後の名称に読替えること。

令和4年度当初予算編成予定表

年	月	日	編 成 内 容 等
R3	8	4	水 庁議・編成方針決定
	8	6	金 各部等庶務担当課長会・係長会 予算事務説明会
	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>各部等において、見積書作成・ヒアリング・査定および調整など。 ※財務会計システムの要求/査定の切り替えは、 <u>財政課へ連絡。</u></p> </div>		
	10	中旬	職員人件費見積り依頼
	10	5	火 <u>A経費査定書 財政課提出期限【厳守】</u>
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>財政課によるA経費ヒアリング</p> </div>		
	10	12	火 <u>B経費、C経費見積書 財政課提出期限【厳守】</u>
	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>財政課によるB、C経費ヒアリング</p> </div>		
	11	4	木 <u>職員人件費見積書提出期限【厳守】</u>
	12	上旬～	副区長査定、政策経営会議（区長査定）
	12	中旬～	予算内報、予算最終調整
	12	下旬	予算案内部決定
R4	1	下旬	庁議・予算案決定、予算案議会内示会、プレス発表
	2	中旬	令和4年第一回練馬区議会定例会
	3	中旬	予算案議決

令和4年度予算編成における経費区分について

A経費（枠内経費）

B 経費、C 経費以外の経費

B 経費（枠外経費）

1 義務的経費

(1) 人件費

諸手当、共済費を含む。

○一般職、職員（再任用含む）

○特別職

- ・ 長等（区長、副区長、教育長、常勤の監査委員）
- ・ 議員
- ・ 行政委員会委員等（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員（常勤除く））

(2) 公債費

元利償還金のほか、手数料を含む

(3) 扶助費

19 節（扶助費）のうち、国庫支出金または都支出金があるもの

2 固定的経費

各部の裁量では如何ともしがたく、節減、改善等の工夫の余地がない経費。債務負担行為、義務的分担金負担金

(1) 債務負担行為

債務負担行為として、予算措置済みの事業費

(2) 義務的分担金負担金

特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都職員共済組合・議員共済組合への分担金負担金など 1,000 万円以上の事業

3 隔年に支出せざるを得ない経費

選挙執行費、「わたしの便利帳」作成費など、一件 500 万円以上の事業

※新規で B 経費に計上する場合は事前に財政課と協議すること。

4 特別会計および繰出金

特別会計および特別会計へ繰出す繰出金。ただし、公共駐車場会計および公共駐車場会計繰出金を除く。

C経費（政策的・枠外経費）

1 政策的な経費

(1)重要な新規・レベルアップ事業

区民サービスの向上に資する重要な新規・充実事業の経費

(2)臨時的・政策的に対応する経費

議会からの要望等で、政策的判断を要する事業等の経費

2 一定規模以上の施設改修

1件 500万円以上の施設改修。公園改修、道路（交通安全施設）、自転車駐車場含む。

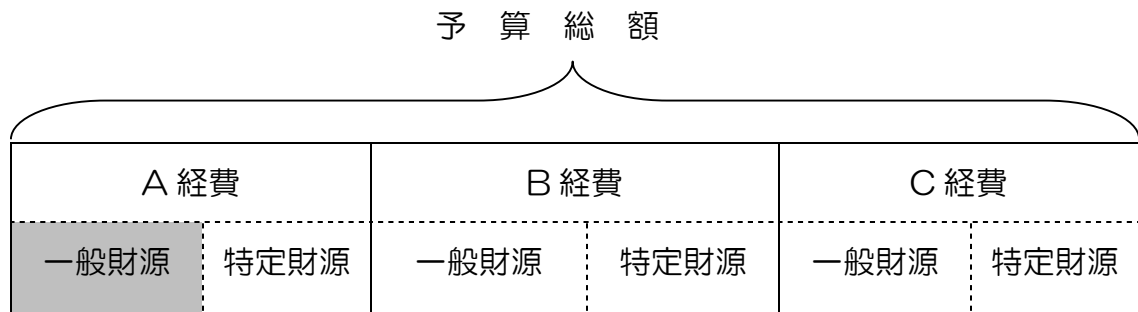
3 電算システム開発・改修経費

機器類の賃借料を含む1件 500万円以上の開発・改修経費

4 積立金

5 諸支出金

「参考」 経費区分イメージ



ここを各部等へ配分

令和4年度 一般財源各部等配分額

(単位：千円)

No.	各部等	配分額 (A経費)
1	議会事務局	53,375
2	区長室	221,185
3	企画部	44,014
4	危機管理室	277,250
5	総務部	677,057
6	会計管理室	27,806
7	選挙管理委員会	5,671
8	監査事務局	3,538
9	区民部	225,458
10	産業経済部	287,428
11	地域文化部	2,534,328
12	福祉部	3,643,843
13	健康部	1,267,930
14	環境部	2,654,360
15	都市整備部	207,813
16	土木部	2,606,343
17	教育振興部	9,793,463
18	こども家庭部	8,192,719
	合 計	32,723,581